

報告第13号

専決処分の報告について

猿楽橋擁壁等更新工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月17日

渋谷区長 長谷部 健

1 契約の件名 猿楽橋擁壁等更新工事

2 契約の相手方 新宿区西新宿六丁目8番1号

大成建設株式会社 東京支店

専務執行役員支店長 中村 有孝

3 専決処分事項

契約金額の増額

専決処分前の契約金額 3,763,193,300円

専決処分後の契約金額 3,793,879,200円

専決処分した契約金額の増額 30,685,900円

4 専決処分年月日 令和7年8月25日